

守山市新庁舎  
カフェ運営に関する仕様書

守山市

令和3年12月

## 1 運営実施場所（以下、「使用施設」という。）

- (1)名称 守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』内カフェ
- (2)所在地 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
- (3)面積 約29㎡
- (4)開業予定 令和5年9月予定
- (5)営業日 土日祝日も含め、年間通しての営業を原則とする。ただし、年末年始等の営業については、別途協議とする。
- (6)営業時間 午前7時から午後9時までの範囲内で、10時間以上営業でき、市役所開庁時間（午前8時30分から午後5時15分）は開店していることが望ましい。ただし、午前9時から午後2時までの時間帯については、営業することを必須とする。
- ※実施要項6(1)ウ(イ)業務運営計画で予定営業時間を提案すること。
- (7)熱源 電気
- (8)その他 別表「カフェ経費負担区分表」「参考資料」および別紙「位置図」「図面1～3」を参照。

## 2 用途

- ・カフェの運営（軽食、飲料や弁当等の提供）
- ・市庁舎へ行きたくなる“コト”（イベント等）の創出
- ・市指定ごみ袋や市刊行物の販売（任意）

## 3 使用施設の利用に関する条件等

- (1)行政財産の使用許可とし、使用許可期間は次のとおりとする。

新庁舎業務開始日（令和5年9月予定）から5年間（1年度ごとの更新）

\*使用許可期間は、1年度を単位として毎年度更新とし、5年間とする。なお、継続を希望しない場合は、6か月前までに書面により市に届け出ること。

\*複数の事業者による共同参加の場合、使用許可は代表事業者に対して行う。業務運営体制に示された協力事業者は、代表者事業者の責任の下利用すること。

\*令和5年9月の業務開始予定日から営業開始ができるよう整備を行なうこと。

（備品等の搬入開始は令和5年6月頃から可能の見込み）なお業務開始予定日が遅れる場合は、それに合わせて営業開始できるよう調整すること。

新庁舎建設工事スケジュール（予定）

本体工事	令和4年1月～令和5年5月
本体検査・引き渡し	令和5年5月
現庁舎解体工事	令和5年9月～令和6年3月

## (2) 使用料

月額 18,000 円以上で、事業者として決定した者が提示した応募額をもって使用料とする。 ※実施要項 6 (1) ウ(エ)事業収支計画で使用料を提案すること。

## (3) 光熱水費

光熱水費は、個別メーターにより検針した使用量に基づき、月毎に市が発行する納入通知書で納期限までに納入すること。

## (4) 使用許可の取消または変更

次のような場合は、使用許可の取消または変更を行うことがある。

## ア 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は使用許可の取消またはある一定の期間を設けて、業務の全部もしくは、一部を停止することができるものとする。この場合、事業者に発生する損害および損失または増加費用については、市はその賠償の責を負わない。また、市が事業者に対し、損害賠償を請求した時は、事業者は負担をしなければならない。

## (事業の責めに帰すべき事由の一例)

- ・事業者の不正行為、事業の不履行、虚偽の報告や報告拒否
- ・事業者の経営状況が著しく悪化するなど、施設の管理に重大な支障が生じる恐れがあるとき。
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に規定された許可の取消し、または営業の禁止もしくは停止を受けたとき。

## イ 事業者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市および事業者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の継続の可否については協議により決定するものとする。

## (5) 原状回復

事業者は、使用許可期間が満了となるときは当該使用許可期間内に、また、使用許可が取り消されたときは市が指定する期日までに、使用施設を自己の負担により原状に回復しなければならない。

ただし、市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

## (6) その他

ア 事業者は、使用施設を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

イ 事業者は、使用施設に関する権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸

し、担保に供し、または営業を委託し、もしくは名義貸し等をすることはできない。

#### 4 経費の負担

経費の負担区分については、別表「カフェ経費負担区分表」のとおりとする。事業者が負担する経費のうち、市へ納入する経費については、市が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納入すること。

#### 5 カフェの運営に関する条件等

##### (1) 基本的事項

カフェは新庁舎の厚生施設であることから、庁舎を利用する者の心身の健康、生活の充実や利便性の向上等を目的とした運営に努めること。

- ア 誰もが気軽に利用できるやさしい対応
- イ 利用者の負担を軽減する価格の設定
- ウ 市に対する協力体制（非常時・災害時・イベント・創業就労支援時の場等の提供）
- エ 提案内容の着実な実行
- オ 感染症への対策の徹底

##### (2) 提供メニューおよび価格等

- ア 地産地消を意識し、守山市あるいは滋賀県産の食材を使用したメニューを1品以上提供すること。
- イ 軽食の販売については、調理は湯煎や温めによる提供を基本とし、厨房を使用する場合は、喫茶・軽食の範囲を逸脱しないものとする。
- ウ カフェ以外の庁舎内施設に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメニューは原則不可とする。
- エ 利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定を行うこと。
- オ 酒類の提供はしないこと。
- カ テイクアウト用の飲み物を提供すること。なお、提供の際は蓋付のもの等を使用すること。
- キ たばこ等の喫煙に関するものの提供は認めない。
- ク カフェに関連するもの、創業・就労支援に関連したもの等の物販は原則可とするが、物販品については、事前に市と相談のうえ決定すること。

##### (3) 使用可能な区域

事業者が専有的に使用可能な区域については、原則、1(3)の面積の範囲内とするが、事業者の希望により、別紙「図面1」の範囲内に限り、追加で専有するこ

とを可とする。この場合、3(2)の使用料に加え、専有面積に応じた使用料の追加負担（㎡あたりの単価は、3(2)で提示した使用料を1(3)の面積で除した額とする：18,000円の場合、約621円/㎡・月）を求めるほか、専有部分に設置する家具やその他必要な設備等については、事業者が準備すること。

なお、専有部分におけるパーテーション等遮蔽物の設置および専有部分を含めた(4)飲食可能な区域内における調理を伴う行為（料理教室の開催等）は認めない。

また、追加専有部分の壁面には、スライディングウォールの収納を設置するため、開閉時には協力すること。

最終的な専有面積については、事業者選定後に市との協議により決定する。

※実施要項6(1)ウ(イ)業務運営計画で希望する使用区域を提案すること。

#### (4) 飲食可能な区域

利用者が飲食可能な区域については、別紙「図面1」の範囲内とする。

#### (5) 市庁舎へ行きたくなる“コト”（イベント等）の創出

月1回程度を目安に市民等が市庁舎へ行ってみたいくなるような魅力的な“コト”を実施すること。“コト”の実施に際し利用可能なスペースは、別紙「図面2」の範囲内を基本とする。隣接の多目的スペースにおける提案も可とするが、多目的スペースについては有料による貸出とする。なお、(3)にも記載のとおり、(4)飲食可能な区域内における調理を伴う行為（料理教室の開催等）は認めない。外部への委託による実施も可とするが、実施に際しては事前に市と協議を行うこと。また、多目的スペースにおいてイベント等が実施される際には、当該イベント主催者との積極的な協力や連携を図ること。

#### (6) 市指定ごみ袋や市刊行物の販売（任意）

販売については、以下のものを対象とするが、実施については任意とする。

なお、販売にあたって市から代行手数料等の支払いは行わない。

ア 守山市指定ごみ袋

イ 守山市誌

ウ 守山市都市計画図

#### (7) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行うこと。

#### (8) 衛生管理

ア 事業者は、食品衛生法および関係法令等を順守し、カフェにおける衛生管理に十分注意を払い、食品衛生上の問題等が発生した場合は、直ちに市に報告のうえ、すべて事業者の責任と負担において対処すること。

イ 事業者は、使用施設内において環境衛生に留意し、グリーストラップやその

他設備の清掃・維持管理を営業日毎に行うこと。また空調設備の定期清掃等を実施すること。

さらには、使用施設周辺においても別紙「図面1」の範囲内において、ゴミ拾い等、清掃を営業日毎に行うこと。

(9) 食品等の搬入口・搬入方法

食材および物品類の搬入を行う際は、別紙「図面1」の庁舎東側搬入専用駐車場を利用するものとする。その際には利用者の安全に十分配慮のうえ、可能な限り短時間で作業を行い、作業終了後は速やかに出庫すること。大きな物品の搬入はできるだけ庁舎閉庁時に行うこと。

(10) 従業員用駐車場

庁舎敷地内に従業員用駐車場は設けないため、必要な場合は事業者が用意すること。

(11) 営業状況の報告

事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、市に提出すること。

ただし、この定期報告以外にも、市が収支等の報告を求めた場合には、事業者はその求めに応じること。また、カフェ利用者からの苦情やカフェでの事故等が発生した場合は、事業者が誠意をもって対応した上で、重大なものについては速やかに市に報告すること。

また、少なくとも月1回、市と協議を行うこと。

(12) 廃棄物等の処理

カフェ部分に関するごみ・残飯処理に関する費用の一切を負担すること。また、ゴミ置き場の設置については、事業者負担とし、設置場所は別紙「図面1」に示すとおりとする。

(13) 貼り紙、看板等の表示または掲示

市が許可した場所以外での貼り紙、看板等の表示または掲示は認めない。また許可した場所であっても、貼り紙、看板等のデザインについては、市と協議すること。

(14) 禁煙

飲食スペースおよび厨房部分はすべて禁煙とする。

(15) 市による受変電設備等の点検

市が受変電設備等の点検を実施する際には、調整のうえ協力すること。

(16) 什器の設置および工事等

事業者は、別表「カフェ経費負担区分表」のうち、事業者負担分の什器・設備と記すものの設置、費用負担ならびにこれに伴う工事管理を行うこと。

なお、設置及び工事に際しては、市へ綿密な連絡・調整を行うこと。

(17) 防犯対策

使用施設内の防犯対策については、すべて事業者の責任と負担において対処すること。

(18) その他

ア 問題発生時の連絡体制を整備し、市へ報告すること。

イ 事業に関する事項(営業体制、営業時間など)の変更は、市と協議のうえ実施すること。

## 6 その他

本事業を実施するにあたっては、次の事項を留意すること。

(1) 次の内容を十分留意して、事業を実施しなければならない。

ア 「守山市新庁舎整備基本計画」

<http://www.city.moriyama.lg.jp/shisetsuseibi/documents/kihonnkeikaku3103.pdf>

イ 「守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』基本設計・実施設計」

(庁舎整備推進室で閲覧可能)

(2) 本事業に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）やその他関係諸法令を順守し、事業の準備および実施をしなければならない。

別表<カフェ経費負担区分表>

什器・設備名称	責任負担		備考
	事業者	守山市	
カウンター		○	別紙図面 3-1 のとおり
レジスター	○		
手洗い（簡易なもの）		○	別紙図面 3-2 のとおり
飲食調理用キッチン一式 （コンロ、電子レンジ等）	○		
飲食に係る什器 （冷蔵冷凍庫・コーヒーマーカー・飲食保管機器等）	○		
販売用陳列棚	○		
グリーストラップ		○	排水量が想定容量を上回る場合、排水水質基準を満たせない場合は事業者側にて改修設置を行うこと
テーブル、椅子		○	<u>ただし、5(3)において追加で専有した部分については、事業者負担とする</u>
ゴミ置き場	○		設置スペースは別紙図面 1 のとおり

その他注意事項

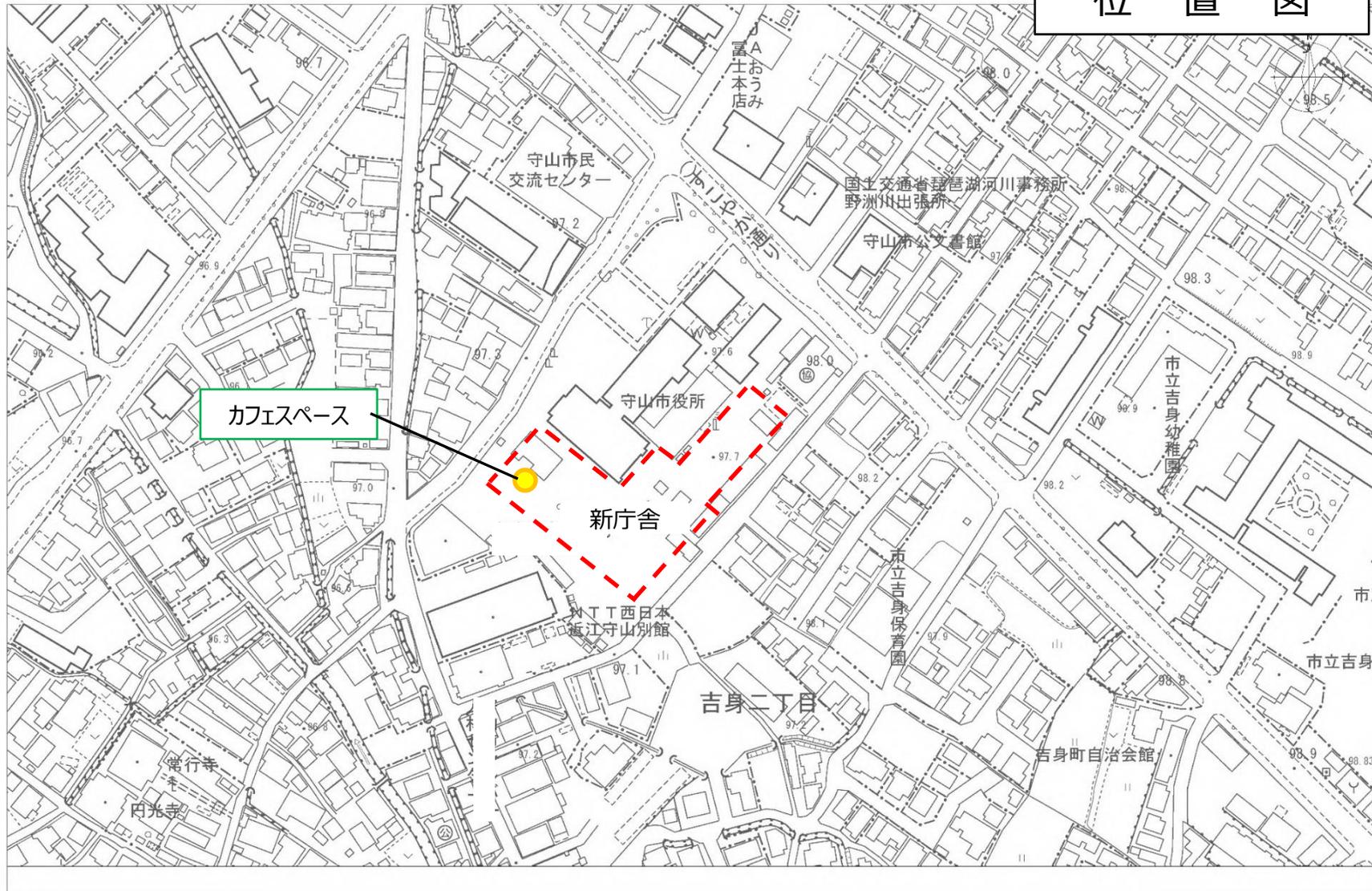
その他項目	備考
水道設備	別紙図面 3-2 のとおりキッチン内にφ20の給水栓（バルブ止）を市において設ける。バルブ以降の分岐および流し、その他厨房機器等への接続については事業者負担とする。

下水道設備	別紙図面 3-1, 2 のとおり排水管、排水溝およびグリ－スト ラップを市において設ける。厨房機器等から排水溝への接続 は事業者負担とする。排水量が想定容量を上回る場合の改修 設置は事業者の負担とする。また、守山市排水水質基準を満 たせないような排水を行う場合においても、事業者負担にて 別途除害施設を設置すること。
モジュラーコンセント	別紙図面 3-3 のとおり端子盤 (1T-1) および引込柱-端子盤- 受口までの空配管を市において設ける。引込柱-端子盤-受口 までの配線引込、電話・インターネット設備およびそれに係 る通信費、契約費用等については事業者の負担とする。なお、 市は共用スペースにおけるフリーWi-Fi 環境を整備するが、カ フェ運営に利用することは認めない。
電源コンセント	別紙図面 3-4 のとおり LAN 用および 45VA 電源コンセントを 各 1 か所市において設ける。その他厨房機器等に必要な電源 は単相 100-200V 容量 500 (VA) 以内×10 か所および動力 200V 容量 1 (kVA) 以内×5 か所の範囲内で事業者の負担にて増設を 可能とする。
空調設備	別紙図面 3-5, 6 のとおり冷暖房用および換気用を市が設け る。換気について、換気フードが必要な場合の換気フードの 設置、キッチン内のダクトの延長および換気量不足によるブ ースト機能の増設は事業者の負担とする。
電灯設備	別紙図面 3-7 のとおり電灯設備は市が設ける。提案にて特殊 な光源、電灯の設置を企図する場合は、事業者負担とし、事 前に市と協議を行うこと。

別表＜参考資料＞

- 1 新庁舎の職員数は、570 人程度を予定する。
- 2 新庁舎の駐車台数は、155 台（現庁舎 113 台）を確保する予定である。
- 3 新庁舎の来庁者数は推計していないが、現庁舎の受付にて庁舎内を案内した件数は、30,222 件／年（令和 2 年度実績）となっている。
- 4 新庁舎では、1 階に多目的スペース（最大 300 人程度収容可能）の設置や庁舎内の会議室等を夜間・休日も開放することにより、集客を図るよう計画している。
- 5 市が発行する刊行物等の市庁舎内における販売実績（令和 2 年度実績）については以下のとおり。
  - ・ 守山市指定ごみ袋 4,901 枚／年
  - ・ 守山市誌 数十冊／年
  - ・ 守山市都市計画図 数十部／年

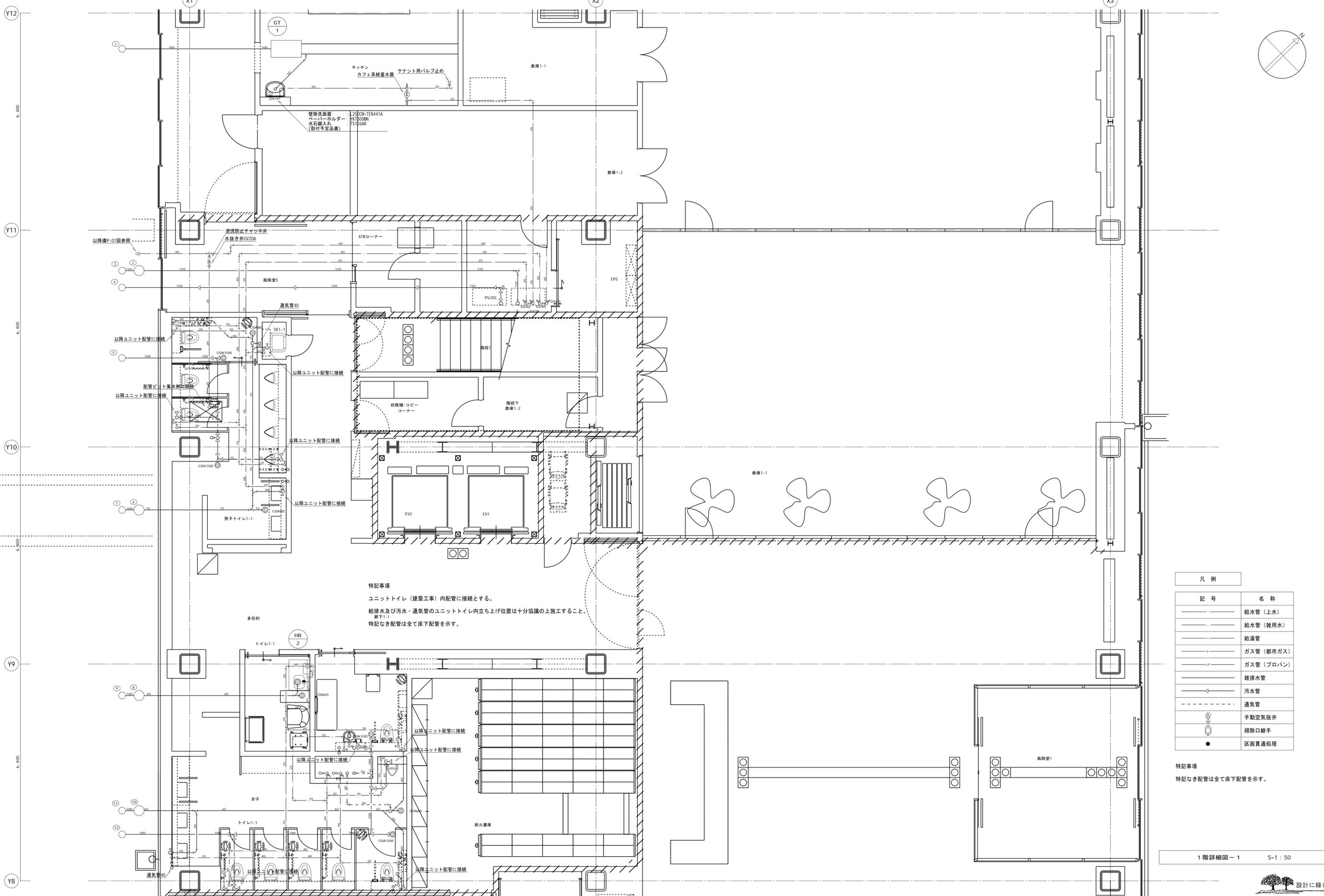
# 位置図











特記事項  
 ユニットトイレ（建築工事）内配管に接続とする。  
 給排水及び汚水・通気管のユニットトイレ内立ち上げ位置は十分協議の上施工すること。  
 廊下1-1  
 特記なき配管は全て床下配管を示す。

凡例	
記号	名称
— (solid line)	給水管 (上水)
— (dashed line)	給水管 (雑用水)
— (solid line)	給湯管
— (solid line)	ガス管 (都市ガス)
— (solid line)	ガス管 (プロパン)
— (solid line)	雑排水管
— (solid line)	汚水管
— (dashed line)	通気管
⊗	手動空気抜弁
⊙	掃除口継手
●	区画貫通処理

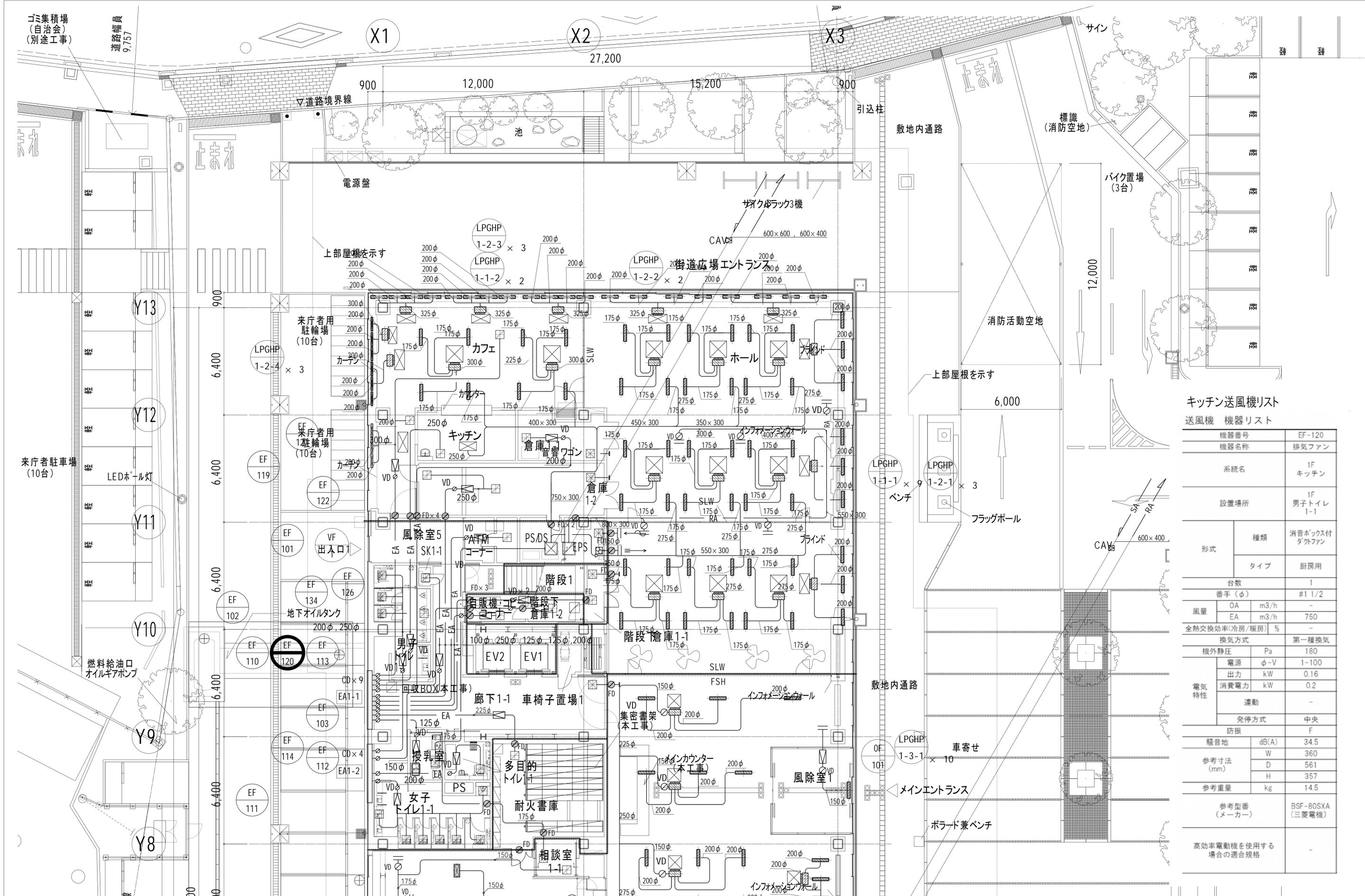
特記事項  
 特記なき配管は全て床下配管を示す。

1階詳細図-1 S=1:50









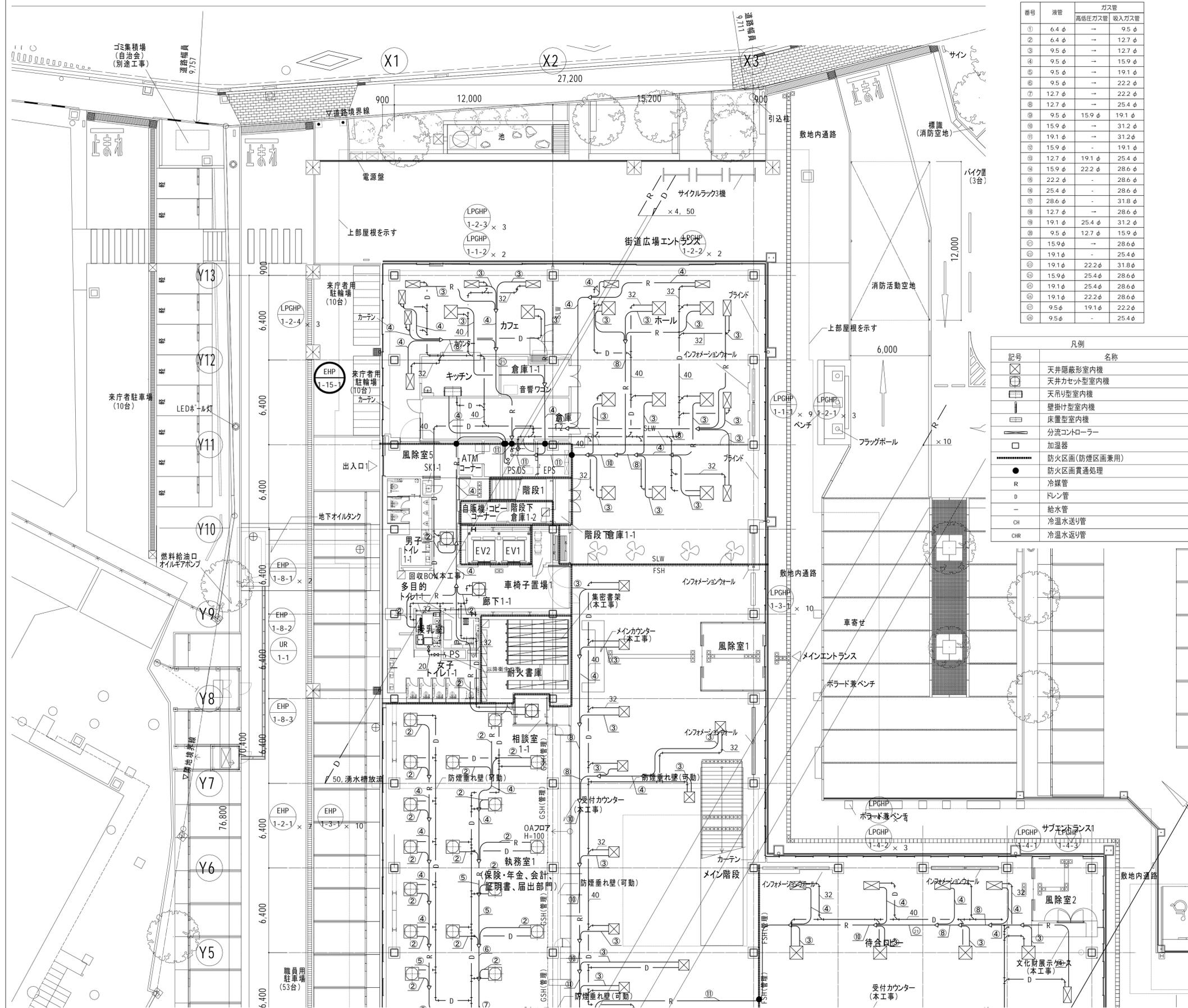
キッチン送風機リスト

送風機 機器リスト

機器番号	EF-120	
機器名称	排気ファン	
系統名	1F キッチン	
設置場所	1F 男子トイレ 1-1	
形式	種類	消音ボックス付 ダクトファン
	タイプ	厨房用
台数	1	
番手(φ)	#1 1/2	
風量	OA	m3/h -
	EA	m3/h 750
全熱交換効率(冷房/暖房)	%	-
換気方式	第一種換気	
機外静圧	Pa	180
	電源 φ-V	1-100
電気特性	出力 kW	0.16
	消費電力 kW	0.2
運動	-	
発停方式	中央	
防振	F	
騒音地	dB(A)	34.5
	W	360
参考寸法 (mm)	D	561
	H	357
	参考重量	kg
参考型番 (メーカー)	BSF-80SXA (三菱電機)	
高効率電動機を使用する場合の適合規格	-	

キッチン廻り 空気調和設備 平面図

A1 1:150  
A3 1:300



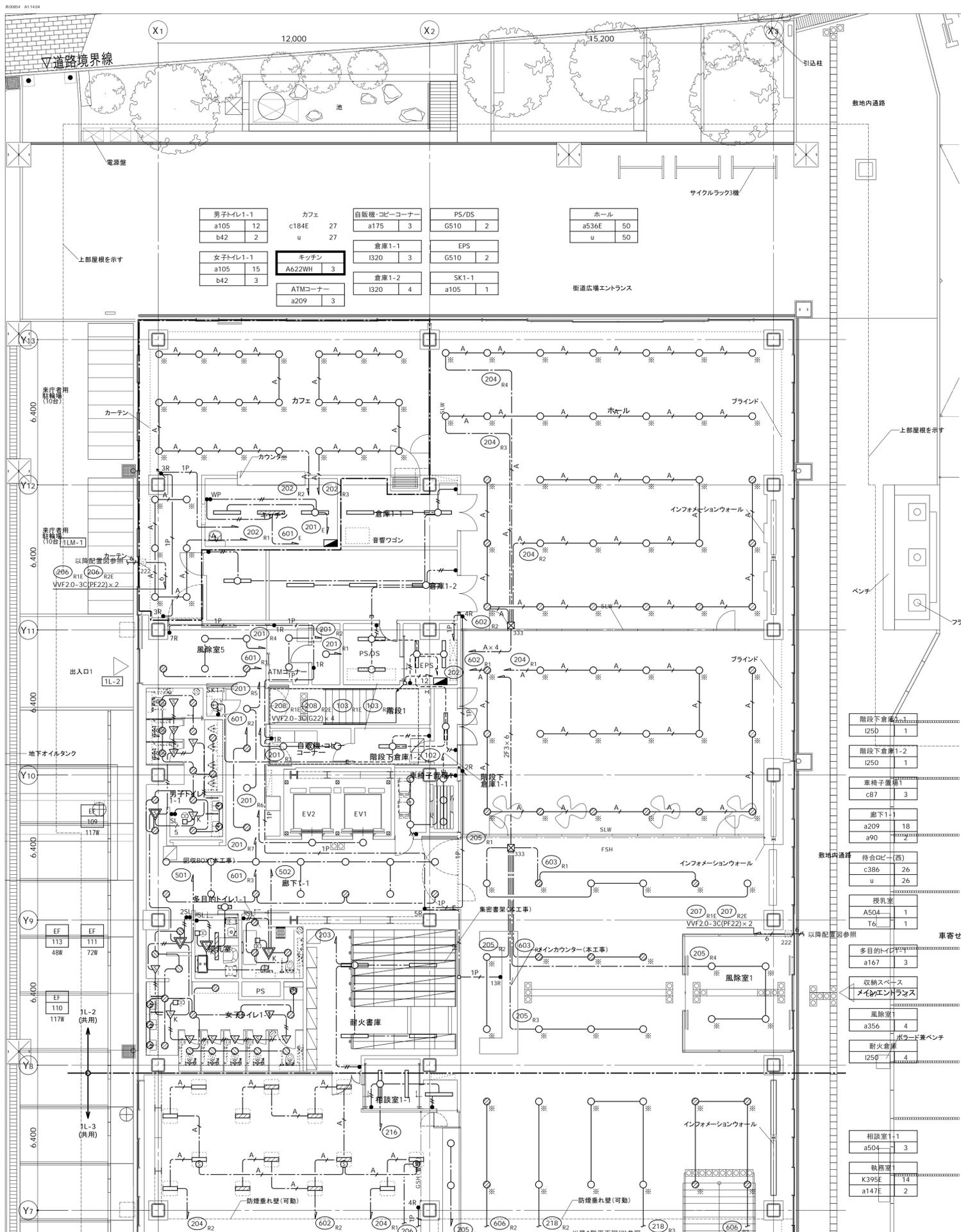
番号	液管	ガス管	
		高低圧ガス管	吸入ガス管
①	6.4 φ	-	9.5 φ
②	6.4 φ	-	12.7 φ
③	9.5 φ	-	12.7 φ
④	9.5 φ	-	15.9 φ
⑤	9.5 φ	-	19.1 φ
⑥	9.5 φ	-	22.2 φ
⑦	12.7 φ	-	22.2 φ
⑧	12.7 φ	-	25.4 φ
⑨	9.5 φ	15.9 φ	19.1 φ
⑩	15.9 φ	-	31.2 φ
⑪	19.1 φ	-	31.2 φ
⑫	15.9 φ	-	19.1 φ
⑬	12.7 φ	19.1 φ	25.4 φ
⑭	15.9 φ	22.2 φ	28.6 φ
⑮	22.2 φ	-	28.6 φ
⑯	25.4 φ	-	28.6 φ
⑰	28.6 φ	-	31.8 φ
⑱	12.7 φ	-	28.6 φ
⑲	19.1 φ	25.4 φ	31.2 φ
⑳	9.5 φ	12.7 φ	15.9 φ
㉑	15.9 φ	-	28.6 φ
㉒	19.1 φ	-	25.4 φ
㉓	19.1 φ	22.2 φ	31.8 φ
㉔	15.9 φ	25.4 φ	28.6 φ
㉕	19.1 φ	25.4 φ	28.6 φ
㉖	9.5 φ	19.1 φ	22.2 φ
㉗	9.5 φ	-	25.4 φ

記号	凡例	名称
☒	天井隠蔽形室内機	天井隠蔽形室内機
☒	天井カセット型室内機	天井カセット型室内機
☒	天吊り型室内機	天吊り型室内機
☒	壁掛け型室内機	壁掛け型室内機
☒	床置型室内機	床置型室内機
☒	分流コントローラ	分流コントローラ
☒	加湿器	加湿器
-----	防火区画(防煙区画兼用)	防火区画(防煙区画兼用)
●	防火区画貫通処理	防火区画貫通処理
R	冷媒管	冷媒管
D	ドレン管	ドレン管
-	給水管	給水管
CH	冷水水送り管	冷水水送り管
CHR	冷水水返り管	冷水水返り管

キッチン廻り 空気調和設備 機器リスト

A1 N.S.  
A3 N.S.

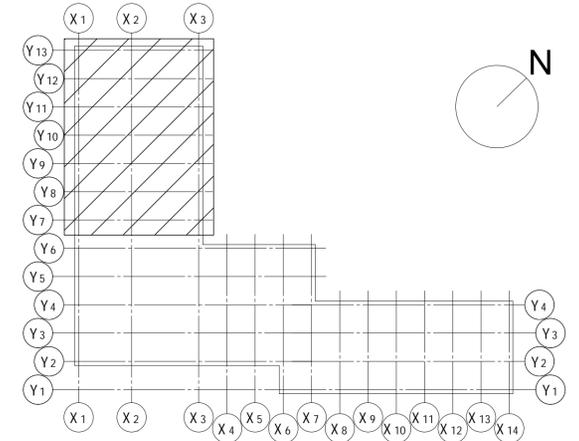
機器番号	EHP-1-15	EHP-1-15-1
機器名称	空冷EHP	空冷EHP
	室外機	室内機
	セパレート	セパレート
	冷暖切替	-
形式	-	天吊-厨
系統名	1階 キッチン	1階 キッチン
設置場所	R階 室外機置場	1階 キッチン
台数	1	1
システム構成 (HP)	4	2.8
冷房能力	全熱能力 kW	11.2
	顕熱能力 kW	-
暖房能力 kW	12.5	8
冷媒	R410A	R410A
加温	方式	
	加温量 kg/h	-
送風機	風量 m3/h	4,620
	機外静圧 Pa	-
	出力 kW	0.26
	台数	1
圧縮機	出力 kW	2.74
	台数	1
消費電力	電源 φ-V	3φ200V
	冷房 kW	3.2
ガス消費量	暖房 kW	2.86
	冷房 kW	-
暖房 kW	-	
フィルター	-	C
防振	B	D
連動	-	-
騒音値	PWL (dB(A特性))	73
	W	940
	D	360
参考寸法 (mm)	H	823
	kg	295
参考重量	80	44
参考型番 (メーカー)	RXTP112F	FXYP80MC
	(ダイキン工業) (ダイキン工業)	
非常時電力供給	非常用発電機	●
	電源車	-
備考		



男子トイレ1-1 a105 12 b42 2	カフェ c184E 27 u 27	自販機・コピーコーナー a175 3	PS/DS G510 2
女子トイレ1-1 a105 15 b42 3	キッチン A622WH 3	倉庫1-1 I320 3	EPS G510 2
	ATMコーナー a209 3	倉庫1-2 I320 4	SK1-1 a105 1

凡例

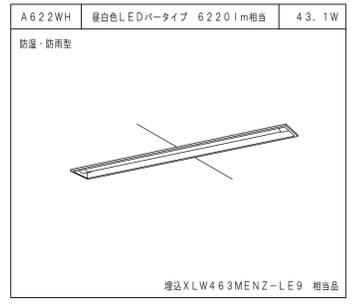
記号	名称	概要
■	電灯分電盤	
○	照明器具(天井付)	○ ボックス付 □ ボックスなし
○	照明器具(壁付)	
○	照明器具(天井付)ダウンライト	
○	照明器具(壁付)	
○	照明器具(天井付)	角型 ○ ボックス付 □ ボックスなし
○	発電機回路照明(保安照明)	角型 ○ ボックス付 □ ボックスなし
○	発電機回路照明(保安照明)	角型 ○ ボックス付 □ ボックスなし
○	設備プレート	本工事
●	埋込型スイッチ	1P15A×1
●	埋込型スイッチ	3W15A×1 (3路)
●	リモコンスイッチ(フル2線式)	傍記の数字は回路数を示す 1R, 2R, 3R, ...
●	熱線センサー用操作スイッチ	
●	埋込型スイッチ	1P15A×1 防水型
▽	熱線センサー付自動スイッチ(親機)	8A 天井埋込型
▽	熱線センサー付自動スイッチ(子機)	DC12V 天井埋込型
▽	熱線センサー付自動スイッチ(親機)	8A 天井埋込型 換気扇連動型
▽	熱線センサー付自動スイッチ(子機)	DC12V 天井埋込型 換気扇連動型
●	セレクトスイッチ(フル2線式)	
●	調光スイッチ(フル2線式)	傍記の数字は回路数を示す 1R, 2R, 3R, ...
●	調光スイッチ 4回路用	パナソニック NQ28B41K・NQL69101+ NQL10161×4 相当品
○	照度センサー	連続調光用 天井埋込型
○	換気ファン 天井扇	空調設備工事
□	ジョイントボックス	
○	露出ボックス	
○	フルボックス	傍記の数字は大きさを示す 200×200×200
○	防水型フルボックス(溶融亜鉛メッキ)	傍記の数字は大きさを示す 200×200×200
○	防水型フルボックス(溶融亜鉛メッキ)	傍記の数字は大きさを示す 300×300×300



注記

- 特記なき配管配線は下記による。  
 二重天井内はこしがし配線とし、壁立下げ部は保護管にて保護すること。  
 VVF2.0-2C 保護部(PF22)  
 VVF2.0-3C 保護部(PF22)  
 VVF2.0-3C 保護部(PF22)  
 2F3×3 VVF2.0-3C 保護部(PF22)×3  
 2F3×4 VVF2.0-3C 保護部(PF22)×4  
 2F3×5 VVF2.0-3C 保護部(PF22)×5  
 2F3×6 VVF2.0-3C 保護部(PF22)×6  
 2F3×7 VVF2.0-3C 保護部(PF22)×7  
 2F3×8 VVF2.0-3C 保護部(PF22)×8  
 2F3×10 VVF2.0-3C 保護部(PF22)×10  
 1P CPEV0.9-1P 保護部(PF16)  
 1P CPEV0.9-1P 保護部(PF16)  
 1P CPEV0.9-1P (E19)  
 VVF2.0-2C (E25)  
 VVF2.0-3C (E25)  
 2F3×3 VVF2.0-3C (E25)×3  
 2F3×4 VVF2.0-3C (E25)×4  
 5 VVF2.0-3C×2 (E31)  
 20 VVF2.0-2C (G16)  
 VVF2.0-3C (G22)  
 VVF2.0-5C (G28)  
 VVF2.0-3C 保護部(PF22)  
 CPEV0.9-1P 保護部(PF16)  
 VVF2.0-3C 保護部(PF22)  
 CPEV0.9-1P 保護部(PF16)  
 VVF2.0-3C (E25)×4  
 CPEV0.9-1P (E19)×4  
 W2.0×2 E2.0 (レースウェイ 40W×30H)  
 W2.0×4 E2.0 (レースウェイ 40W×30H)  
 空配管 (レースウェイ 40W×30H)
- 配管配線敷設方法は下記による。  
 c386 天井こしがし配線  
 露出配管配線  
 天井隠ぺい配管配線  
 床隠ぺい配管配線  
 レースウェイ
- 外部及びビット内使用の露出配管は厚鋼管(溶融亜鉛メッキ)とする。  
 ※を付記した器具はホルバ天吊アリア取付を表す。  
 器具間は基本的にスラプ打込み配管配線とし、器具吊下分のケーブル余長を見込むこと。  
 5. 執務室は昼光制御及びタイムスケジュール制御を行うこと。  
 6. フル2線リモコン用幹線として盤間にCPEV1.2-3Pを布設すること。

キッチン照明器具姿図 (取付予定品番)



カフェ照明器具姿図 (取付予定品番)

